

小売物価統計調査の概要

○ 小売物価統計調査(動向編)

1 調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の沿革

小売物価統計調査は、昭和25年6月から統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始し、平成21年4月から統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施している。

調査開始時は、当初都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松阪、防府、今治、都城)で約210品目について行われていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。

3 調査市町村

価格調査及び家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市を調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模や地理的位置及び産業的特色などによって116層に分け、各層から1つずつ抽出し167の調査市町村(本県は、宮崎市、延岡市及び小林市)を設定している。

4 調査地区

各調査市町村には、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査地区」と、民間借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。ただし、一部の商品やサービス、公営等借家の家賃及び宿泊料の調査については、調査地区を設けず、直接、都道府県又は調査市町村の全域から価格が調査されている。

価格調査地区数は全国で約580、家賃調査地区数は全国で約1,200である。

5 調査品目

家計支出上重要な約500品目を調査する。各調査品目について、一定の調査銘柄(約690銘柄)及び調査単位を指定し、その小売価格又は料金を調査している。

6 価格報告者

商品及びサービス関係の調査品目の価格報告者は、調査品目ごとに、各調査地区内で販売数量等の多い順に選定した小売店舗又はサービス事業所の事業主とし、全国で約28,000となっている。

家賃調査については、民間借家の家賃は、家賃調査地区内に所在する民間借家を賃貸している不動産会社等の全ての事業主とし、全国で約7,000となっている。公営等借家の家賃は、調査市町村内にある当該公営等借家の管理責任者とする。

7 調査銘柄

各調査品目については、一定の銘柄（「基本銘柄」という。）を指定し価格を調査している。ただし、基本銘柄の出回りが少ないため調査が不可能又は困難な調査市町村がある場合は、その市町村の実情に即して出回りの多い銘柄を「市町村銘柄」として設定し、これについて調査することとしている。基本銘柄については、出回り状況の変化等を考慮して改正を行っている。

8 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日として価格又は料金を調査する。ただし、品目区分D及びEの品目については、毎月12日を含む週の金曜日（テーマパーク入場料については日曜日）を調査日とする。

また、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花の約40品目については、上旬、中旬、下旬の3旬別に調査を行い、それぞれ、上旬は5日、中旬は12日、下旬は22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日とし、調査日を含む前3日間の中値を調査する。宿泊料調査については、毎月5日を含む週の金曜日（ただし、土曜日が休日の場合は、翌週の月曜日）及び土曜日を調査日とする。

9 調査価格

(1) 価格調査

調査価格は、調査店舗等で実際に販売している通常の価格又はサービスの料金である。各品目の代表的な価格を調査するという観点から、短期間の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は、原則として調査しない。

(2) 家賃調査

ア 民営家賃

家賃調査地区内の居住者のいる全ての民営借家について、家賃の月額、延べ面積等を調査する。

イ 公営等借家

各調査市町村内に所在する都道府県営、市町村営、都道府県住宅供給公社、市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構所管の住宅の戸数、延べ面積及び家賃総額を調査する。